

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部－法規－本事－803	承認日	1978.8.1	1/2
医師住宅管理規定					作成者	承認者
					国光哲夫	原 和人

第1条 目的

石川勤労者医療協会が所有する住宅（以下住宅と言う）の貸借、使用及び管理に関して本規定をもつ。

第2条 適用

住宅は石川勤労者医療協会に勤務する医長以上の医師と理事長が特に必要と認めた医長以外の医師に借用させる（以下借用者という）

第3条 運営の原則

住宅の管理運営は各院所事務長が行う。

第4条 必要事項

住宅を借受けようとする場合は次の書類を作成し事務長に提出し院所長の許可を受けなければならない。

1. 借用書
2. 同居者願い

前項2の同居者は3親等以内の親族としその他は特別の承認のない限り認めない。

第5条 転貸の禁止

住宅はいかなる理由があろうと一切転貸は認めない。

第6条 家賃

家賃は毎年度当初に理事長が定める。

家賃は毎月末日までに納入するものとする。

第7条 本人の負担

住宅の維持、管理上必要な諸経費のうち、次のものは本人負担とする。

電気料、水道料、ガス代、町会費、下水道の使用料など住居者負担が適当と思われる
公租・公課量、建具などの修理代のうち住居者の不注意により破損した修理費

第8条 協会の負担

住宅の維持管理上必要な諸経費のうち次のものは協会が負担する。

- 1 住宅の建物の修理、電気及び水道など工事に関する費用。
- 2 固定資産税、建物に対する火災保険料などの土地建物にかかる公租・公課

第9条 貸借関係の消滅

使用者は次の場合住宅を明け渡すものとする。

- 1 石川勤労者医療協会の職員でなくなったとき
- 2 本規定に重大な違反をしたとき

前項の場合、その猶予期間はその都度協議する。

第10条 引渡し

借用者は明け渡しの時は原状に復して事務長立会いで引渡しをする。

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部－法規－本事－803	承認日	1978.8.1	2/2
医師住宅管理規定					作成者	承認者
					国光哲夫	原 和人

第11条 使用者の心得

使用者は本規定を遵守し、次の点を留意する。

- 1 届け出た者以外は同居させない。
- 2 住宅は大切に扱い清潔、火災に充分留意する。

第13条 無許可工事の禁止

- 1 住宅は許可なしに増改築を行ってはならない。許可なく工事を施行したときはその撤去、あるいは現状復帰を命ずることができる。
- 2 許可を得て施行した工事であっても明け渡しをする時は現状に復して引渡すものとする。本人が現状に服さない時は、その工作物は協会に譲渡されたものとみなす。

第13条 外出時の取扱い

借用者が48時間以上に亘って外出しようとする時は、予めその予定時刻を事務長に通知しなければならない。

第14条 通告義務

使用者に第9条の事由が発生したときは院所長は遅滞なく本規定により明け渡すよう本人に通告しなければならない。

付則

第1条 本規定の改廃は理事長が行う。

第2条 本規定は1978年8月1日より施行する。